

# 県産材サポーター養成実施要領

## (趣旨)

第1 この要領は、社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）が、県産材を使った住宅や公共建築物等に関する相談・要望に対応できる人材を養成する県産材サポーター養成等事業を実施するために必要な事項について定める。

なお、県産材サポーター養成等事業の実施に当たっては、県産材利用促進PR事業実施要領（平成28年3月30日付け林第921号）によるほか、この要領によるものとする。

## (定義)

第2 この要領における県産材とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）の規定に基づく登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品及び加工した木製品をいう。

## (県産材サポーターの活動)

第3 県産材サポーターは、次の活動を行うものとする。

- (1) 県民への県産材等利用の普及・啓発
- (2) 県産材を使用した建築物の提案・相談
- (3) 県産材等利用推進活動に係る県及び県木連との協働活動

## (申請資格)

第4 県産材サポーター認定の申請資格は、次のとおりとする。

- 1 建築工事業及び大工工事業を営む法人等（個人事業主を含む。）に属している者の場合、次の各号すべてに該当すること
  - (1) 県内に現在居住している者又は県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者（個人事業主を含む。）
  - (2) 県産材を利用した建築物に関わる提案や相談などの活動を行っているか又は行おうとしている者
  - (3) 県木連が作成し県民へ公開する認定者名簿に、連絡先等の個人情報公開を承諾する者
- 2 木材業者・製材業者  
岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）の規定に基づく登録を受けている法人等に属している者（個人事業主を含む。）
- 3 その他の事業者  
プレカット等の加工業営む法人等に属している者（個人事業主を含む。）  
ただし、上記1の（1）及び（3）に該当すること。

(認定方法)

第5 県木連は、第4の認定資格を有する申請者のうち、県木連が実施する「県産材サポーター養成講座」（以下「養成講座」という。）を修了した者を県産材サポーターに認定するものとする。

ただし、第4の2及び3に規定する者については、養成講座の一部の受講を免除することができる。

2 県木連は、認定者に対し、別に定める県産材サポーター証及び認定証を交付するものとする。

(認定等申請)

第6 養成講座の受講及び認定を受けようとする者は、県産材サポーター養成講座受講申込書兼認定申請書（別記様式1）を県木連に提出するものとする。

(有効期間等)

第7 認定の有効期間は、認定があった日の属する年度の翌年度から起算して3年目の年度の末日までとする。

2 県産材サポーターの認定期間は3年間延長できるものとし、延長を希望する者は、有効期間満了の30日前までに県産材サポーター認定期間延長申請書（別記様式2）を県木連へ提出するものとする。

3 県木連は、前項の申請を受理したときは、その申請者の県産材等利用普及活動等の実施が認められる場合に、延長を認めるものとする。

(認定者名簿への登録・抹消)

第8 県木連は、県産材サポーターの氏名等を県産材サポーター認定者名簿（別記様式3）（以下「名簿」という。）に登録する。

2 県木連は、県産材サポーターとしてふさわしくない行いがあった者について、認定を取り消すことができる。

3 県木連は、2の規定により認定を取消す場合、「認定取消しに係る審査会」を開催し、調査審議しなければならない。

4 県木連は、県産材サポーターが次の各号に該当する場合には、認定を抹消するものとする。

(1) 認定の有効期間を経過した場合

(2) 第4の規定による条件を満たさなくなった場合

(3) 認定者から認定抹消の申し出があった場合

(4) 認定者が死亡した場合

(変更の届出)

第9 県産材サポーターは、名簿に記載された事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、名簿の記載事項変更届（別記様式4）を県木連に提出しなければならない。

2 県木連会長は、前項の届を受理した場合は、速やかに名簿を訂正するものとする。

(県産材サポーターの責務)

第10 県産材サポーターは、次の責務を負うものとする。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。
- (3) 知識向上のため、県及び県木連が開催する研修会等に積極的に参加すること

(県木連の責務)

第11 県木連は、県産材サポーターの活動を円滑に進めるため、県民へ県産材サポーターの周知を図るとともに、県産材サポーターに対して県産材等に関する情報の提供等を行い、資質向上に協力するものとする。

(認定者名簿の管理)

第12 認定者名簿の管理は、県木連が行う。

(報告)

第13 県木連は、必要に応じて県産材サポーターに活動状況について報告を求めることができる。

(その他)

第14 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた場合は、別途、協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年 4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 6月 1日から施行する。